

第84回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

平成30年9月18日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 71 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 2. 議案第 72 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 3. 議案第 73 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 4. 議案第 74 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 5. 議案第 75 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 6. 議案第 76 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 7. 議案第 77 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 8. 議案第 78 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 9. 議案第 79 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 10. 議案第 80 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 11. 議案第 81 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 12. 議案第 82 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

本日も、慎重なる審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） どうも皆さん、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

今日は、朝方、少し肌寒いような感じになりました。霧も少し発生するぐらいで、ようやく秋らしくなってきました。

先般、15 日、16 日、町主催の敬老会 2 日間にわたりまして、開催をさせていただきまして、議員の皆さん方にもそれぞれご出席をいただきまして、ありがとうございました。出席いただいた方々、気分を悪くされる方もなく、無事それぞれ終わりました。皆さん、帰りがけにはよかったというふうに喜んで帰っていただいた方が多かったので、やれやれと思っております。本当にありがとうございました。一言、お礼の御挨拶にさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

日程第 1 から第 12 までにつきましては、9 月 3 日に、提案に対する当局の説明は終了

しております。順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願いたします。

日程第 1. 議案第 71 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 1、議案第 71 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 7 ページから 8 ページにかけての町債の関係でお尋ねしたいと思っております。

それぞれ、過疎対策債に合併特例債を振りかえるという形の事業においてあります。その点で、金額的には、過疎対策債のほうが現額よりも増えるという形の、数字的にですが単純に見て、それぞれなっております。このへんも含めて、過疎債と、それから合併特例債、交付税は後ほどどうか、返済する場合に 7 割交付税に算入されるという制度上のことはお聞きしているところなんですけれど、そのへん、説明を、事業が枠があって、決算の時にも、説明ありましたけれど、合併特例債に、最初置いておいて、過疎対策債に変更していったという経過も合わせて、今一度、説明をお願いします。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回、平成 30 年度の予算当初等では、合併特例債も、あと金額的にも、もう 20 数億ということで、大体先が見えてきた数字になっているということと、それから、過疎債につきましても、例年の金額からいきますと、佐用町たくさん過疎債等いただいておりますけど、大体例年同じような枠ではありましたが、今回、それぞれ過疎債にも要望等を上げさせていただき中、今回、補正等に上げさせてもらっている中で、4 つの従来合併特例債の枠でもとっておりましたが、過疎債のほうの内定いたしましたので、今回、補正のほうで変更をさせていただいております。

予算書を見ていただきましたら、同額、同名、合併過疎債ということで、2 段で書いている項目が、情報通信がまず最初にあるかと思えます。その次に観光関連、商工債です。その次には、教育債で義務教育と社会教育で、それぞれ合併特例債のほうを三角、過疎債のほうをプラスとしております。

ただ、額が違いますのは、交付税の措置につきましても、ともに 70 パーセントでございますけど、充当率のほうは合特のほうは 95、過疎債は 100 ということで、その分、額が増になっている。過疎債、満額で申請をさせていただいたというような経緯でございます。

以上、4 つの事業債について変更を、今回させていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） ということで、合併特例債にしても、過疎債にしても、いわゆる借金ですから返済をしていくという関係で、特に合併特例債の場合は、地方交付税が 10 年経過して後に減額されていくという経過がありますし、その返済の時期と、それから交付税が減額される時期とが、今、どんな状況なのか。全体として、借金の返済時期と、交付税の減額とが、ちょうど重なっていて、財政的には、町にとって厳しい状況が想像されるのですが、そのへんは、…あっ、すみません、この補正にかかわらない全体の話なんですけれど、特徴的なことありましたら、説明お願いできますか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう財政の中長期的な安定した運営ということで、昨年度も、一昨年度もですけども、ずっと片方では、返済のほうを積極的に、特に、繰上償還等も行って、全体の町の起債額、借金を減額をしてきております。そのことは、議員も十分ご存じだと思います。

片方では、こうして、そうした、いろんな事業も取り組まなきゃいけない。そのために、当然、有利な財源というものがないと、何億という事業、これを単費だけで行うということは、これはまた、町の財政にとって、非常に大きな逆に長期的な負担になります。

ですから、返済をするほうと、新たな、また起債をして事業を行っていく。そのバランスというものを、十分考えながら取り組んでおります。

そういう中にあっても、返済のほうを、できるだけたくさん繰上償還等を行って、町全体の起債額、借金の総額というものは、もう合併時からすると、かなり削減をしてきております。

ですから、当然、今回の起債においても、返済をするのと、それから交付税が削減される時期と一緒にするんじゃないかということですけども、これはもう通常同じことです。ずっと押しなべてやっているわけですから、十分動きを見ていただければおわかりになると思うんですけども、全体の起債額というのは、かなり減額してきておりますから、それによって、当初、平成 29 年度の決算でもお話を、報告をさせていただきましたように、財政の指標、指数ですね、指標は、非常に県下でもいい状況になっていると。そこは、そういう取り組みをしている、その結果だということ。そのことは、十分ご承知おきいただきたいと思っております。

ですから、今回の起債においても、先ほど課長が申しましたように、当然、どちらかの、私とこは、過疎債も申請ができるし、それから合併特例債、これは何でもじゃないですけども、一応、ある程度、今、行っているような事業に対しましては、合併特例債も、これも申請ができると。その中で、有利なのはどちらかと言うと、過疎債のほうが有利なんです。ですから、少しでも有利な過疎債に、今回、変更しているということです。

ただ、過疎債も、当然、幾らでも借りれるわけではありません。

それから、合併特例債は、当然、最初から総額というのは決まっていますから、残りは少なくなっております。

ですから、過疎債につきましても、もう過疎、この時限立法が来年、再来年ですかには、これで切れます。その後、どうなるかは、まだ、わかりませんがね。

ですから、もし、過疎債が、このままなかなか、時限立法が切れてしまうと、本当、財政的には合併特例債。だけど、合併特例債も5年の延長があって、これも期限があるわけです。

そのへんを、よくそれぞれ見極めながら、町にとって有利な財源を、少しでも有利に活用していくということで事業を展開しておりますので、よろしくをお願いします。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 3ページの一歩下、債務負担行為、これあそこのハイム・ゾーンのこの朝霧園の移設の分と思うんですけど、その分については、平屋の建屋、何ぼぐらいな大きさにしようとしておるんですか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） お答えいたします。

朝霧園の新しい施設の床面積なんですけれども、これから実施設計を、この補正予算でご承認いただきましたら、実施設計を入札に出して、それで、正式にといいいますか、そこで決めていくわけなんですけれども、大体よその同じ50人ぐらいの定員の施設を、最近の見ましたら、大体、2,500平米前後が多ございますので、大体そのあたりになるのではないかなというふうには思っております。以上でございます。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ご質問の中で、平屋という言葉が入りました。平屋になるか、その2階建てになるのか、3階建てになるのか、これからの、今、課長が言いましたように設計です。

ただ、やはり今の施設で、どうしても災害時のこととか、いろんなことを考えますと、やはり平屋というよりか、エレベーターとか、そういうものちゃんと設置しますので、2階、また、必要によれば3階、こういう建物に、これからはなってきます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 14 ページも、公有財産の取得ということで、6,100 万円上がっておるんじやけど、これハイム・ゾンネのとこだろう思うんですけど、相手、この相手は誰と言いましたんかな。買う土地の、ハイム・ゾンネで、もちろん宅地であるんですけど、再度、確認なんですけれど、面積と平米当たりの単価をお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） まず、購入の土地の面積なんですけれども、今から分筆等を行いますので、はっきりとは何平米ということは言えないんですけども、最大で 5,000 平米。5,000 平米は、最終的には、ちょっと切るとは思うんですけども、5,000 平米で積算をしておりますので 6,150 万円ですから、5,000 平米で割っていただくと 1 万 2,300 円という単価が出てこようかと思えます。

それから、土地の持ち主なんですけど、今現在、法人である平成福祉会と、あと個人の方が 4 人ですか、持っておられますので、その方々が今現在の所有者ということになるわけでございます。以上でございます。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。
ほか質疑はないようですので…、

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 20 ページ、19 節の法人化促進総合対策事業補助金の 300 万円上がっております。この分については、これは該当するのは何ぼあるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） お答えします。

法人化促進総合対策事業補助金でございますけれども、これにつきましては、法人化に取り組む集落営農組織等への機械導入への 3 分の 1 補助でございますので、法人化、最近行いましたのが、櫛田南でございます。そこのみが該当します。

〔岡本義君「1 つだけ」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） よろしい。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ほかに質問が、ご質問がないんでしたら、あとちょっと、ご報告、こちらからさせてもらいたいんですけど、

議長（山本幹雄君） ちょっと待ってくださいね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） 31 ページに農林水産施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費、6,500 万円と 6,100 万円上がってございます。

そして、今日、朝、机の上にこれ、各被災地が出ておるんですけど、この中で、丸が入っておるところと、入っていないところがあるんですけど、この分については、どういうふうに解釈いいのか、見たらいいんですか。

6,500 万円の中で、全部これ網羅しておるのか、そこらへんも含めてね。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） はい、お答えします。

今回、そちらの分、建設課分で、道路と河川ということで、裏表 1 枚ものを提出させていただいております。

その中で、備考欄に丸印が入っております。そちらのほうは、緊急対応ということで、災害以降に町の緊急業者を使って行った工事と、これから行う工事もあるんですけども、緊急で行う工事。それと、専決で補正のほうをさせていただきました公共災害の分も入っております。

ですから、今回の被災を受けた箇所、災害分全体というふうに受けとめていただけたら結構です。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。

ほな、町長からありますか。

町長（庵途典章君） すみません。今、岡本議員からご質問がありましたので、もしなければ、こちらから、また、説明しなきゃいけないと思ったんですけども、この質問に関連してという形での答弁にもさせていただきます。

先ほど、課長が申しあげましたようなことで、一覧表をつくらせていただいております。

今回、その補正予算として土木災、それから、農災合わせて 2 億 5,000 万円ぐらいでしたかの補正をお願いしております。

それを、先般、専決でご承認いただきました額と合わせて、4 億近い、3 億 9,500 万円ぐらいな、これは予算ベースですけども、そうした今回の 7 月豪雨を中心とした災害に対しまして対応、予算化して、それぞれ復旧に当たっております。

その復旧に当たりましては、先ほど、課長が言いましたように、緊急でやるもの。それ

から、また、地元で施工をしていただく。それに対して補助をするもの。それから、先般も入札をさせて工事発注をしましたけども、大撫山の道路のように、当然、町が公共土木災として発注をするもの、それぞれ、その状況に合わせて、できる限り早く復旧ができるように取り組んでおります。

そういう中にありまして、今回、非常に箇所は多いんですけど、今、お手元にお渡ししましたように、非常にたくさんの箇所があります。ほとんどが土砂の流出とか、堆積とか、そういうところが多いものですから、施設が壊れたとか、そういうものが少ないということで、地元で復旧をお願いしていただくと。それは緊急を要するというので、そうすると、町のほうが、それに対しての補助をさせていただくという形が多いわけです。

それに対しまして、今回につきましても、85パーセントの基本的には助成を、補助をするという形で、災害ということで対応させていただいております。

この85パーセントに対しまして、平岡議員からもお話がありましたけれども、これを固定化すべきじゃないかと、85パーセントにね、そういうお話もありましたけれども、今回も、非常にそういう単独災と言われる部分が多いものですから、これが毎年、こういう災害が発生することを覚悟しなきゃいけない。それも年に1回で済まない。2回も3回も発生する可能性も多いわけです。

そうなりますと、今回だけでも町が単費で、全く町の単費で負担をするという部分が、多分、これの半分ぐらいは単費をしなきゃいけないという形になります。これは非常に大きな負担に、これから長くなります。

そういう中で、地元、それぞれの地権者なり所有者の方々、関係者の方にとっても、非常にこの負担は大きいんですけども、しかし、その85パーセントという行政、町が負担をしている、この負担率について、先般、産業厚生常任委員会にもお話させていただいたんです。そこでお話させていただきましたけれども、他の近隣の市町と比べて、佐用町はかなり手厚く助成をしているという実態、これはご承知おきいただきたいと思います。

ちなみに、やはり一番、こういう災害なので、当然、ほかの周辺のところも同じような被災を受けられております。それに対しまして、宍粟市の場合には、工事を伴う場合50パーセントなんです。町の負担率がですね。あと同じように機械のリース、そういうものについては100パーセント、リースだけはみると、そういう対応をされております。

ただ、宍粟市も、佐用町がこのような助成をしているということもあるんでしょうけれども、今回の災害に限って83パーセントへかさ上げをされております。これは、通常50パーセントから83パーセントというのは、事業費が40万円以上で公共土木災にかかるレベルのもの以上につきましても、83まで引き上げるという対応をされているということを知っております。

それから、上郡につきましても、基本的には、全て、10万円以上の事業費に対しまして、農地の災害復旧は50パーセントの補助。それから、農業施設、そうした頭首工が壊れたとか、そういう施設に対しましては、60パーセント補助。もうこれで、全部対応をされているということです。

それから、たつの市につきましても、これは15万円以上が対象として、これは農地も施設も全て同じように65パーセントの助成という形で復旧をされているというのが、今の現在の状況です。

そういうことからして、佐用町につきましても、通常は70パーセントです。この70パーセントも合併時に、旧4町それぞれが違っておりました。一番高いところに合わせて70パーセントという助成額を決めたわけです。それに対して、平成21年災害、あれだけ大きな災害がありましたので、その中で85パーセントという形まで引き上げてきたと。それが、どうしても災害という中で、災害については、それをずっと継承してきているとい

うのが現状です。

ただ、先ほど申しましたように、この 85 パーセントをずっと続けていくことも、これから非常に町の財政的には負担が大きいものになっているという状況。

しかし、片方では、農業を続けていただいたり、そういうその施設を負担、人口も集落の人口も少なくなってきた、関係者も少なくなってきた中で、できる限り、私は、この 85 パーセントという率、これを維持できる限り、維持していく必要があるかという考え方は持っております。以上です。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 71 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 71 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 71 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 . 議案第 72 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号） について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 2、議案第 72 号、平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 72 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 72 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 72 号、平成 30 年度佐用町メガソ

ーラー事業収入特別会計補正予算案（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第73号 平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、議案第73号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第73号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第73号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第74号 平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第4、議案第74号、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第74号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 74 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 75 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、議案第 75 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 75 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 75 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 75 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 76 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6、議案第 76 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 76 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 76 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 76 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 77 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、議案第 77 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） 4 ページの一般管理費の委託料、法適用支援業務委託料ですが、これ協議会でも説明されたんですけども、奥海簡水と上月上水道の統合ということ、協議会でも言われたんですけど、この内容について、委託の内容ですけども。

[上下水道課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 失礼いたします。

上月と奥海とを統合することによりまして、今後、打切決算の関係であるとか、それから、それに関する移行事務。それから、総務省のほうへ提出する書類関係。それから、税務署へ提出書する書類関係。そういうふうなことを公認会計士とか、そういうような方に指導助言いただくような形になると思います。それに関する委託料を最大限見まして、この金額を上げさせていただいております。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） そもそも協議会でも説明されたんですけども、奥海と上月でしたら、物理的に管が繋がらないとか、そういうふうな、どう言うか、法的なそういうことがあって、協議会でも奥海簡水が 1 つできるということなんですけれども、佐用と直接つながるところで、管が直接つながらなくても、そういうことが法的な関係で、それもあって委託されるんでしょうけれども、ちょっと、その点が、離れたとこと、何で上月かいうところが、そもそもになりますけど、そこらへんについては、どうでしょうか。

[上下水道課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） おっしゃるとおり、そもそも論からいきますと、「はてな」というふうな感じは受けるんですけども、奥海簡水につきましては、どうしてもトリクロロ酢酸の関係がありまして、工事をしなければならぬ。それを打開する工事をしなければならぬということで工事を行います。

浄水に取り入れ方法に関する変更ということで、認可変更を行うわけですけども、この認可変更に伴いまして、そもそも、元々は平成 17 年、18 年度に統合計画を国のほうに佐用町は出しておいて、統合しますよというふうな形をとっておるんですけども、平成 28 年度までに、それは統合しなければならなかった、一応指導としてはなっておったんですけども、うちの場合は災害がありまして、平成 31 年度中に統合すればいいよということにはなっておるんですけども、その統合するに当たっては認可変更が、どうしても伴います。

これからの運営を考えていった時には、上水、企業会計で管理運営していくよりも、簡水で過疎債とかを活用しながら運営していくほうが有利というような状況で、全協の時にも町長のほうからの答弁もありましたけれども、今から佐用町の水道事業を維持管理していく上において、いろんな方策、とにかく手立てを講じて、町民にとって、町にとって有利なことをやっていこうということで、今、議員がご指摘の奥海と、それから上水と離れているんですけども、たまたま奥海上水を認可変更しなければならない、このタイミングに合わせまして、上月と合わせてやる。上水上水に、通常から言えば、ほかの簡水も全部統合していくような形になるかと思うんですけども、ほかのところは取水とか、いろんな認可に要する要件が、合併要件がありませんので、たまたま、このたびは、奥海は、浄水方法に関する変更ということで、認可変更をとり行います。

それに伴いまして、上月とあわせて引っつけるというふうなことを行ってまいります。

それに伴いまして、そもそも上水というのは、給水人口が 5,000 人以上であれば、必然的に上水ということになるんですけども、統合することによって、奥海と、それから上月を合わせても 5,000 人を切るというふうなことで、統合することで必然的に上水から落ちていくと。これによって上月を簡水化させていって、有利な過疎債とかそういうようなものを借って事業をしていこうというふうに、町として考えております。

そういうふうなことで、このたびは奥海を認可変更するのに当たって、それに合わせて上月と統合していくと、このようにすることによって上水上水を必然的に簡水化させていくことができると、このようになっております。

10 番（金谷英志君） わかりました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 4 ページ、一番下、建設改良費、これ今度補正もあるんですけど、この工事延長と、今、課長、説明された給水人口が合わせて何ぼかいの。

議長（山本幹雄君） はい、わかる？質問わかる？ちょっと、待ってください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 給水人口につきましては、奥海が 80 数名だったと思います。それから、上月が 4,100 人ほどだったと思います。合わせて 5,000 人を切るというふうな状況になります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

9 番（岡本義次君） 工事延長。

議長（山本幹雄君） 工事延長。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 工事延長というのが、建設改良費の工事延長のことをお尋ねでしょうか。

9 番（岡本義次君） そう、そう。

上下水道課長（森田善章君） これにつきましては、元々上水会計で石井橋の添架配管が漏水しております。これを修繕いたします。

それから、その石井橋から須山側に約 1 キロになると思いますけれども、これが管路が口径 100 が入っておりますので、これを 150 に変える必要があります。こういうふうな格好で、合わせて 9,628 万円、この工事費を上水に置いておったんですけれども、先ほど説明したように簡水化をした時に、この工事を過疎債を借って有利な方向で進めていこうというようなことで、このたび簡水のほうで建設改良費の工事費として補正上げさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君「それ、今、過疎債でね…」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） ちょっと待ってください。指名してから立ってください。
はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 過疎債有利なほうにしてもいいんですけど、全体、この工事そのものの延長としては、どのぐらいの工事をするんですかということをお尋ねしておる。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） すみません。手元のほうに細かなメーター数というか、それは、資料として持っておりませんが、工事費としましては、今言いました石井橋の添架配水管。それから、石井橋から須山側に約1キロの工事延長。この100の管を150に入れかえる工事を行ってまいります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

9番（岡本義次君） はい。

議長（山本幹雄君） はい、ほか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第77号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第77号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第77号、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第78号 平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号) について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第8、議案第78号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第78号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第78号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 78 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 79 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 9、議案第 79 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 79 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 79 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 79 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 80 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 80 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 80 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 80 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 80 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 81 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11、議案第 81 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 補正額が一番大きいというか、人件費になるんですけど、768 万 3,000 円の減額要因について、人事異動によるという概略の説明はありましたけれど、改めて、その説明をお願いしたいんですが。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の人件費の減額につきましては、議員がおっしゃられるとおり人事異動に伴うものでございます。

総額 768 万 3,000 円を減額させていただいておりますが、先ほど、ご承認いただきました朝霧園、朝霧園で総額 733 万 7,000 円増額をさせていただいておりますので、職員の異動ということでご理解を願いたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
ほか質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 81 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 81 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 81 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘
荘特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 82 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）につ
いて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 12、議案第 82 号、平成 30 年度佐用町農業共済事
業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、本案についての討論を終結します。
これより議案第 82 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 82 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 82 号、平成 30 年度佐用町農業共
済事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 以上をもって、本日の日程は終了しました。
お諮りします。諸行事の議員派遣等のため、明日 9 月 19 日から 9 月 24 日まで本会議を
休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、9 月 25 日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるよ
うお願いします。
それでは、本日はこれにて散会します。
どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 22 分 散会
